

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
 (当日起きる翌日)
 が休日は、その
 時に当たる日)

目次

- ◇告示
 - 保険医療機関の指定（保険課）
 - 国土調査の成果の認証（農村整備課）
 - 保安林の指定予定（森林保全課）
 - 保安林の指定解除予定（森林保全課）
 - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
 - 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正（建築課）
 - 建築基準法施行規則第十一條の七第三項の規定に基づき、建築計画概要書の閲覧の場所を定める告示の一部改正（建築課）
 - フレキシブルディスクによる手続ができる区域の指定（建築課）
 - 出納長の権限に属する事務の一部の委任について（会計課）
 - ◇公安告示
 - 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
 - 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）
 - ◇雑報

告示

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第百九十七号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団つくだ医院	倉吉市中江三二七一三	平成八年三月一日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町弓原二九三一一一	ク
岡歯科医院	米子市上後藤五丁目一三一三一	平成八年三月十五日
サンマリタン耳鼻咽喉科医院	米子市久米町三三一	平成八年三月二十三日

鳥取県告示第百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時、期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認証年月日
鳥取市	平成二年度から 平成四年度まで	鳥取市（祢宜谷及び 香取の各一部）の地 籍図及び地籍簿	鳥取市祢宜谷及び香 取の各一部	平成八年三月 二十六日
中山町	平成六年度及び 平成七年度	中山町（石井垣、潮 音寺及び赤坂の各一 部）の地籍図及び地 籍簿	中山町石井垣、潮音 寺及び赤坂の各一部	平成八年三月 二十六日
			ク	

鳥取県告示第百九十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

氣高郡青谷町大字絹見字千龍寺奥六〇の一、六一、八〇八の一、字大瀧八〇四の一

○、八〇四の四七、八〇四の四八、字千龍寺八一〇（次の図に示す部分に限る。）

鳥取県告示第二百一号

次を開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

三 指定施業要件**1 立木の伐採の方法**

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採できる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百号

次のように保安林の指定を解除する予定があるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜七二六の六〇二

二 保安林として指定された目的**飛砂の防備****三 解除の理由****指定理由の消滅**

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月二十三日 鳥取県指令受都計三一一第三号

二 工区（第五期工事）に含まれる地域の名称

境港市誠道町字夕顔畑及び高松町字兒御前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町三〇〇〇

境港市長 黒見 哲夫

鳥取県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

平成三年十月二十五日から平成九年三月三十一日まで

（変更前 平成三年十月二十五日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四号

昭和五十年十一月十一日鳥取県告示第九百九十六号（建築基準法施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、建築計画概要書の閲覧場所を定める告示）の一部を次のよう改正し、平成八年四月一日から施行する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県土木部建築課内」を「鳥取県土木部住宅課内」に改める。

鳥取県告示第二百五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二第一項の規定により、フレキシブルディスクで手続ができる区域を次のとおり指定し、平成八年四月一日から施行する。

平成六年三月鳥取県告示第二百九十八号（フレキシブルディスクによる手続きができる区域について）は、平成八年三月三十一日限り廃止する。

鳥取県告示第二百三号

昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十八号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から施行する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年3月26日 火曜日

鳥 取 県 公 報

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 雄 次

指定区域は、鳥取市を除く県の区域とする。

鳥取県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任せたので、同条第五項において準用する同法第一百七十七条第四項後段の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 雄 次

一 委任された事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演名	期日	会場
「春のうたコンサート」	平成八年四月十六日	わらべ館 いぐらほーる

- 一 委任を受けた出納員
鳥取県企画部文化振興課
- 二 主事 澤井 勲
- 三 委任期間

平成八年四月一日から四月二十六日まで

公安委員会告示**鳥取県公安委員会告示第十一号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十一年法律第二百二十九号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

者 請 住 申 請 人 に あ つ て は そ の 代 表 者	氏名又は名称	高砂電器産業株式会社				
	所	大阪府大阪市鶴見区今津北四丁目9-10				
遊 技 機 の 種 類	遊 技 機 の 区 分	形 式 名	製 業 者 名	造 番 号	檢 定 號	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	チャンピオン カッブA	高砂電器 産業 株式会社	640023	平成8年3月26 日から3年間	

平成8年3月26日 火曜日

報 公 鳥 取

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年4月9日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成8年3月26日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 蘭

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

アイテム天満屋郡家店

八頭郡郡家町大字奥谷214-1外

2 届出者及び届出内容

届 出 者 の 名 称	届 出 者 の 住 所	店舗面積	開 店 日	主として販売する物品の種類
(株) アイム天満屋	岡山県津山市津山口243	1,815m ²	平成8年10月26日	食料品、衣料品、雑貨
(株) イヌイ	鳥取市吉方温泉四丁目703	140m ²	"	薬品、化粧品
(有) 八木谷生花店	鳥取市立川町一丁目22	36m ²	"	生花